

【別紙】電気需給約款（高圧）新旧対照表

小売事業者：東北電力株式会社

（下線部分が変更箇所）

※主な変更点を記載しております。

旧	新
I 総 則	
3 定義	3 定義
	(29) <u>スポット市場価格</u> <u>一般社団法人日本卸電力取引所（以下「卸電力取引所」といいます。）が公表する翌日取引（卸電力取引所の業務規程に定める翌日取引をいいます。）を行なうための卸電力取引市場における商品（卸電力取引所の取引規程に定める商品をいいます。）ごとの売買取引における価格をいいます。ただし、これにより難しい場合は、基準市場価格等に基づき、当社が決定した値といたします。</u>
VI 契約の期間、変更および終了	
35 需給開始後の需給契約の終了または変更に伴う料金および工事費の清算	35 需給開始後の需給契約の終了または変更に伴う料金および工事費の清算
(1)お客さまが、<u>契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで需給契約を終了し、または契約電力を減少しようとする場合には、</u>当社は、需給契約の終了または変更の日に、次により料金および工事費の清算をお客さまより申し受けます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合は、この限りではありません。 イ 契約電力を新たに設定された日以降初回の契約期間満了日を迎える前に需給契約を終了しようとする場合 （イ）当社は、お客さまが契約電力を新たに設定された日以降初回の契約期間満了日を迎える前に需給契約を終了しようとする場合、お客さまが契約電力を新たに設定された日から需給契約の終了日の前日までの期間の料金についてさかのぼって、需給契約書において定める基本料金及び電力量料金の単価にそれぞれ 30% 割り増しした単価（以下「臨時精算単価」といいます。）	(1)お客さまが、<u>次に定める事項に該当する場合には、</u>当社は、需給契約の終了または変更の日に、次により料金および工事費の清算をお客さまより申し受けます。<u>なお、当該料金の算定においては、16（日割計算）に準じて日割計算をいたします。</u>ただし、非常変災等やむをえない理由による場合は、この限りではありません。 イ 契約電力を新たに設定された日以降初回の契約期間満了日を迎える前に需給契約を終了しようとする場合 （イ）当社は、お客さまが契約電力を新たに設定された日以降初回の契約期間満了日を迎える前に需給契約を終了しようとする場合、お客さまが契約電力を新たに設定された日から需給契約の終了日の前日までの期間の料金についてさかのぼって、需給契約書において定める基本料金及び電力量料金の単価にそれぞれ 30% 割り増しした単価（以下「臨時精算単価」といいます。）

旧	新
す。)を適用致します。この場合、当初から臨時精算単価を適用し算定される料金と需給契約書に記載の単価を適用し算定される料金の差額を申し受けます。<u>なお、清算金は、16（日割計算）に準じて日割計算をいたします。</u> ロ 契約電力を増加された日以降1年に満たないで需給契約を終了しようとされる場合 (イ) 当社は、お客さまが契約電力を増加された日以降1年に満たないで需給契約を終了しようとされる場合、お客さまが契約電力を増加された日から需給契約終了日の前日までの期間の料金について、契約電力を増加された日の前日の契約電力から需給契約の消滅の日の前日の契約電力を上回る契約電力分につきさかのぼって臨時精算単価を適用致します。この場合、当初から臨時精算単価を適用し算定される料金と需給契約書に記載の単価を適用し算定される料金の差額を申し受けます。<u>ただし、契約電力を増加された後、1年に満たないで需給契約を終了しようとされる場合であっても、契約期間満了による終了の場合には清算金を申し受けません。</u>なお、清算金は、16（日割計算）に準じて日割計算をいたします。 ハ 契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで契約電力を減少しようとされる場合 (イ) 当社は、お客さまが契約電力を新たに設定された日から契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約電力を上回る契約電力分につきさかのぼって臨時精算単価を適用いたします。この場合、当初から臨時精算単価として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。なお、臨時精算単価を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比であん分して得たものといいたします。 ニ 契約電力を増加された日以降1年に満たないで契約電力を減少しようとされる場合 (イ) 当社は、お客さまが契約電力を増加された日から契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約	す。)を適用致します。この場合、当初から臨時精算単価を適用し算定される料金と需給契約書に記載の単価を適用し算定される料金との差額を申し受けます。<u>(削除)</u> ロ 契約電力を増加された日以降1年に満たないで需給契約を終了しようとされる場合 (イ) 当社は、お客さまが契約電力を増加された日以降1年に満たないで需給契約を終了しようとされる場合、お客さまが契約電力を増加された日から需給契約終了日の前日までの期間の料金について、契約電力を増加された日の前日の契約電力を上回る契約電力分につきさかのぼって臨時精算単価を適用致します。この場合、当初から臨時精算単価を適用し算定される料金と需給契約書に記載の単価を適用し算定される料金との差額を申し受けます。<u>(削除)</u> <u>なお、臨時精算単価を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、増加前の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比であん分してえたものといいたします。</u> ハ 契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで契約電力を減少しようとされる場合 (イ) 当社は、お客さまが契約電力を新たに設定された日から契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約電力を上回る契約電力分につきさかのぼって臨時精算単価を適用いたします。この場合、当初から臨時精算単価として算定される料金と需給契約書に記載の単価を適用し算定される料金との差額を申し受けます。なお、臨時精算単価を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比であん分して得たものといいたします。 ニ 契約電力を増加された日以降1年に満たないで契約電力を減少しようとされる場合 (イ) 当社は、お客さまが契約電力を増加された日から契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約

旧	新
電力を上回る契約電力分（減少される日以降の契約電力が増加された日の前日の契約電力を下回る場合は、増加された日の前日の契約電力を上回る契約電力分といたします。）につきさかのぼって臨時精算単価を適用いたします。この場合、当初から臨時精算単価として算定される料金と<u>既に申し受けた料金</u>との差額を申し受けます。 なお、臨時精算単価を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約電力を上回る契約電力分（減少後の契約電力が増加前の契約電力を下回る場合は、増加前の契約電力を上回る契約電力分といたします。）と残余分の比であん分して得たものいたします。 (2) (1) の場合で、当該一般送配電事業者等から託送約款等にもとづき工事費の精算にかかわる請求を受けた場合は、お客さまから当該金額を申し受けます。	電力を上回る契約電力分（減少される日以降の契約電力が増加された日の前日の契約電力を下回る場合は、増加された日の前日の契約電力を上回る契約電力分といたします。）につきさかのぼって臨時精算単価を適用いたします。この場合、当初から臨時精算単価として算定される料金と<u>需給契約書に記載の単価を適用し算定される料金</u>との差額を申し受けます。 なお、臨時精算単価を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約電力を上回る契約電力分（減少後の契約電力が増加前の契約電力を下回る場合は、増加前の契約電力を上回る契約電力分といたします。）と残余分の比であん分して得たものいたします。 (2) (1) の場合で、当該一般送配電事業者等から託送約款等にもとづき工事費の精算にかかわる請求を受けた場合は、お客さまから当該金額を申し受けます。 <u>(3) 契約電力が 500 キロワット未満の場合で、最大需要電力にもとづいて契約電力を定めるお客さまが、契約受電設備を新たに設定し、または契約受電設備の総容量を増加された日以降 1 年に満たないで需給契約を終了しようとし、または協議により契約電力を減少しようとする場合は、(1) に準ずるものいたします。この場合、(1) にいう契約電力を新たに設定された日は、契約受電設備を新たに設定された日とし、契約電力を増加された日は、契約受電設備の総容量を増加された日とし、契約電力を減少される日は、協議により契約電力を減少しようとする日といたします。</u>
別表 1（燃料費等調整）	
お客さまの供給地点を供給区域とする一般送配電事業者ごとに、その地域の燃料費等調整を以下のとおりとします。 1 東京電力パワーグリッド株式会社	お客さまの供給地点を供給区域とする一般送配電事業者<u>およびその供給地点における供給開始日ごとに、</u>その地域の燃料費等調整を以下のとおりとします。 1 東京電力パワーグリッド株式会社

旧	新
1. 燃料費等調整額の算定 (2) 平均市場価格 1 キロワット時当たりの平均市場価格は、スポット市場価格にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。 なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。 $\text{平均市場価格} = X \times \delta 1 + Y \times \delta 2$ X = 各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の全日平均価格 Y = 各平均市場価格算定期間における毎日午前 8 時から午後 4 時までの時間におけるスポット市場価格の昼間平均価格	<u>(供給地点における供給開始日が 2026 年 10 月 31 日以前の場合)</u> 1. <u>燃料費等調整額の算定</u> (2) 平均市場価格 1 キロワット時当たりの平均市場価格は、<u>東京エリアのスポット市場価格</u>にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。 なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。 $\text{平均市場価格} = X \times \delta 1 + Y \times \delta 2$ X = 各平均市場価格算定期間における<u>東京エリアのスポット市場価格</u>の全日平均価格 Y = 各平均市場価格算定期間における毎日午前 8 時から午後 4 時までの時間における<u>東京エリアのスポット市場価格</u>の昼間平均価格 2. <u>東京電力パワーグリッド株式会社</u> <u>(供給地点における供給開始日が 2026 年 11 月 1 日以降の場合)</u> 1. <u>燃料費等調整額の算定</u> (1) <u>平均燃料価格</u> <u>原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。</u> <u>なお、平均燃料価格の単位は、100 円とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。</u> $\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ <u>A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格</u> <u>B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格</u> <u>C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格</u>

旧	新					
	<u>なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。</u> <u>α、β および γ の値は以下のとおりとします。</u> <table><tr><td><u>$\alpha = 0.0202$</u></td><td><u>$\beta = 0.2699$</u></td><td><u>$\gamma = 0.8714$</u></td></tr></table> <u>(2) 平均市場価格</u> <u>1 キロワット時当たりの平均市場価格は、東北エリアのスポット市場価格にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。</u> <u>なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</u> <u>平均市場価格 = $X \times \delta 1 + Y \times \delta 2$</u> <u>$X$ = 各平均市場価格算定期間における東北エリアのスポット市場価格の全日平均価格</u> <u>Y = 各平均市場価格算定期間における毎日午前 8 時から午後 4 時までの時間における東北エリアのスポット市場価格の昼間平均価格</u> <u>なお、各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の平均価格および各平均市場価格算定期間のうち毎日午前 8 時から午後 4 時までの時間におけるスポット市場価格の平均価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</u> <u>$\delta 1$ および $\delta 2$ の値は以下のとおりとします。</u> <table><tr><td><u>$\delta 1 = 0.5332$</u></td><td><u>$\delta 2 = 0.4668$</u></td></tr></table> <u>(3) 燃料費等調整単価</u> <u>燃料費等調整単価は、契約種別ごとに以下の算式によって算定された値とします。</u>	<u>$\alpha = 0.0202$</u>	<u>$\beta = 0.2699$</u>	<u>$\gamma = 0.8714$</u>	<u>$\delta 1 = 0.5332$</u>	<u>$\delta 2 = 0.4668$</u>
<u>$\alpha = 0.0202$</u>	<u>$\beta = 0.2699$</u>	<u>$\gamma = 0.8714$</u>				
<u>$\delta 1 = 0.5332$</u>	<u>$\delta 2 = 0.4668$</u>					

旧	新											
	なお、燃料費等調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。 燃料費等調整単価 = (平均燃料価格－基準燃料価格) × 基準燃料単価 ÷ 1,000 + (平均市場価格－基準市場価格) × 基準市場単価 基準燃料価格は以下のとおりとします。 <table><tr><td>基準燃料価格</td><td>: 39,300 円</td></tr></table> 基準市場価格は以下のとおりとします。 <table><tr><td>基準市場価格</td><td>: 11 円 51 銭</td></tr></table> 基準燃料単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、以下のとおりとします。 <table><tr><td>1 キロワット時につき</td><td>: 18 銭 2 厘</td></tr></table> 基準市場単価は、平均市場価格が 1 円変動した場合の値とし、以下のとおりとします。 <table><tr><td>1 キロワット時につき</td><td>: 12 銭 9 厘</td></tr></table> (4)燃料費等調整単価の適用 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間および平均市場価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用します。 なお、各平均燃料価格算定期間および各平均市場価格算定期間に対応する各燃料費等調整単価適用期間は、以下のとおりとします。 <table><tr><td>平均燃料価格算定期間</td><td>平均市場価格算定期間</td><td>燃料費等調整単価適用期間</td></tr></table>	基準燃料価格	: 39,300 円	基準市場価格	: 11 円 51 銭	1 キロワット時につき	: 18 銭 2 厘	1 キロワット時につき	: 12 銭 9 厘	平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
基準燃料価格	: 39,300 円											
基準市場価格	: 11 円 51 銭											
1 キロワット時につき	: 18 銭 2 厘											
1 キロワット時につき	: 12 銭 9 厘											
平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間										

旧	新		
	毎年 1 月 1 日から 3 月末日まで の期間	毎年 4 月 21 日から 5 月 20 日ま での期間	<u>その年の請 求対象月「6 月」の期間</u>
	毎年 2 月 1 日から 4 月末日まで の期間	毎年 5 月 21 日から 6 月 20 日ま での期間	<u>その年の請 求対象月「7 月」の期間</u>
	毎年 3 月 1 日から 5 月末日まで の期間	毎年 6 月 21 日から 7 月 20 日ま での期間	<u>その年の請 求対象月「8 月」の期間</u>
	毎年 4 月 1 日から 6 月末日まで の期間	毎年 7 月 21 日から 8 月 20 日ま での期間	<u>その年の請 求対象月「9 月」の期間</u>
	毎年 5 月 1 日から 7 月末日まで の期間	毎年 8 月 21 日から 9 月 20 日ま での期間	<u>その年の請 求対象月 「10 月」の 期間</u>
	毎年 6 月 1 日から 8 月末日まで の期間	毎年 9 月 21 日から 10 月 20 日 までの期間	<u>その年の請 求対象月 「11 月」の 期間</u>
	毎年 7 月 1 日から 9 月末日まで の期間	毎年 10 月 21 日から 11 月 20 日 までの期間	<u>その年の請 求対象月 「12 月」の 期間</u>
	毎年 8 月 1 日から 10 月末日ま での期間	毎年 11 月 21 日から 12 月 20 日 までの期間	<u>翌年の請求 対象月「1 月」の期間</u>
	毎年 9 月 1 日から 11 月末日ま での期間	毎年 12 月 21 日から 翌年の 1 月 20 日までの 期間	<u>翌年の請求 対象月「2 月」の期間</u>

旧	新		
	<u>毎年 10 月 1 日から</u> <u>12 月末日までの期間</u>	<u>翌年 1 月 21 日から</u> <u>2 月 20 日までの期間</u>	<u>翌年の請求対象月「3 月」の期間</u>
	<u>毎年 11 月 1 日から</u> <u>翌年の 1 月末日までの期間</u>	<u>翌年 2 月 21 日から</u> <u>3 月 20 日までの期間</u>	<u>翌年の請求対象月「4 月」の期間</u>
	<u>毎年 12 月 1 日から</u> <u>翌年の 2 月末日までの期間</u>	<u>翌年 3 月 21 日から</u> <u>4 月 20 日までの期間</u>	<u>翌年の請求対象月「5 月」の期間</u>
付則			
本約款は、2025 年 3 月 1 日より適用する。	本約款は、2025 年 3 月 1 日より適用する。 <u>2026 年 11 月 1 日改定</u>		